国土交通省

2026年4月
建築確認において
BIM図面審査が開始！

BIMモデルから出力された申請図書を活用した新しい建築確認の仕組みがスタートします

BIM図面審査実施のメリット

審査機関等との円滑なコミュニケーションが可能
・BIMモデル（IFC）により直感的に申請対象建築物の理解が可能
・審査やコミュニケーションのツールの活用により効率的な審査対応が可能

整合性の高い申請図書の作成が可能
BIMデータを活用することで、整合がとれた図面を作成できるため、チェックや修正の手間が軽減

審査事項の一部省略により審査が効率化
整合性確認に係る審査の省略が可能となるため審査が効率化

いつでも、どこでも審査での指摘に対応可能
確認申請や指摘事項対応に審査機関等に行く手間を削減

利用方法及び留意点

- BIM図面審査の利用にあたっては、まずは審査機関等にご相談ください。
- BIM図面審査を利用するためには、一定の方法でBIMモデルを作成することが必要です。
詳細はBIM図面審査ポータルサイトをご覧ください。

BIM図面審査
ポータルサイト

国土交通省住宅局建築指導課（2026年3月作成）

国住指第568号
令和8年4月1日

各都道府県
　建築行政主務部長　殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
（公印省略）

BIM図面審査の取扱いについて（技術的助言）

建築分野における生産性を向上するため、三次元の形状情報及び属性情報を併せ持つ建物モデル（以下「BIMモデル」という。）をデジタル上に構築するシステムであるBIM（Building Information Modelling）の活用の推進について、国土交通省が設置した建築BIM推進会議を中心に官民が連携して取組んでおり、BIMモデルから作成された図書等を建築確認手続に活用し、審査の効率化を図る「BIM図面審査」の運用開始に向けて検討を進めてきたところである。

今般、BIM図面審査の運用開始に向けて「建築基準法施行規則の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第22号。以下「改正省令」という。）」及び「確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示（令和８年国土交通省告示第438号。以下「改正告示」という。）」が令和８年３月31日に公布、同年４月１日に施行されることとなった。

ついては、今回施行される改正省令及び改正告示による改正後の建築基準法施行規則（以下「規則」という。）及び確認審査等に関する指針（以下「指針告示」という。）並びにBIM図面審査の取扱いの細目について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

また、その他BIM図面審査の運用の細目については、建築BIM推進会議が策定した「建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」及び「BIM図面審査　申請・審査マニュアル」に定められているので参照されたい。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長等指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。また、本通知の内容は総務省消防庁と協議済みであることを申し添える。

記

１．建築物等情報モデルについて

規則において、BIM モデルは「建築物等情報モデル」として、「プログラムにより建築物その他の工作物又はその部分の外部及び内部の形状を示す三次元の情報を当該建築物その他の工作物又はその部分の名称、面積その他の情報と関連付けて記録した設計に係る電磁的記録」と定義した。

この「建築物その他の工作物又はその部分の外部及び内部の形状を示す三次元の情報」には、二次元の形状情報に高さの情報を関連付けたものも含まれる。

なお、建築物等情報モデルの作成を支援するため、関係団体において「参考テンプレート」及び「サンプルモデル」が公表されているので参考とされたい。

２．BIM 図面審査における整合性確認の省略について

指針告示第１第２項第１号において、確認審査の際に実施することとしている確認申請書又は計画通知書並びにこれらの添付図書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることの確認（以下「整合性確認」という。）について、規則第１条の３第１項第３号の２等に規定する誓約書の提出を受けたときは、当該誓約書に係る図書の記載事項については整合性確認を要しないこととした。

規則において、誓約書は、「図書が適切な方法により作成されていることを誓約する書面」とされているところ、当該図書の作成の「適切な方法」として、ガイドラインにおいて「BIM 図面審査における入出力基準」が定められている。また、ガイドラインにおいて、「BIM 図面審査における入出力基準適合誓約書」が誓約書の参考様式として定められているため、参考とされたい。

なお、誓約書は、建築基準法第 12 条第８項又は第 77 条の 29 第２項の規定により特定行政庁又は指定確認検査機関において 15 年間保存しなければならない図書に含まれるものであるため留意されたい。

３．BIM モデルの提出について

BIM 図面審査においては、BIM モデルから図書が作成されていることを担保するとともに、確認審査において計画建築物の形状等の把握を容易にするため、BIM モデルを参照することが適当である。

このため、ガイドラインにおいては、確認申請時に誓約書とあわせて BIM モデル（BIM モデルに関して標準化されたファイル形式である IFC 形式のものに限る。）を提出することとされている。

４．確認申請用 CDE の活用について

ガイドラインにおいては、BIM 図面審査の運用にあたり、関係者（建築主事等又

は指定確認検査機関、都道府県知事又は構造計算適合性判定機関、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び消防長等をいう。）の間で、申請書等及びBIMモデルが一元管理されるとともに、BIMモデルを正確に閲覧できる情報環境（以下「確認申請用CDE」という。）において行うこととされ、一般財団法人建築行政情報センターが提供する確認申請用 CDE において行うことが標準とされている。

また、確認申請用CDEを活用した構造計算適合性判定の手続においては、申請書等のデータと同一性が確保された構造計算適合性判定申請書の添付図書及び添付書類のデータが申請された場合には、規則第３条の 12 に規定する適合判定通知書並びにこれに添える図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出並びに指針告示第１第４項第３号ロ（２）（ｉ）に規定する申請書等と適合判定通知書等の整合性確認については、申請者も含めた関係者間で事前に十分調整の上で、合理的に運用することは差し支えない。

以上

○国土交通省令第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第九十七条の四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接し	（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接し

て有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～三　（略）

三の二　建築物等情報モデル（プログラムにより建築物その他の工作物又はその部分の外部及び内部の形状を示す三次元の情報を当該建築物その他の工作物又はその部分の名称、面積その他の情報と関連付けて記録した設計に係る電磁的記録をいう。）に記録された情報の内容を出力することにより作成した図書を申請書の一部として提出する方法による確認の申請（以下「建築物等情報モデル図書申請」という。）を行う場合にあつては、当該図書が適切な方法により作成されていることを誓約する書面（以下「誓約書」という。）

四　（略）

一～五　（略）

2・3　（略）

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三　（略）

三の二　建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

四　（略）

一・二　（略）

5～11　（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二　法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二　（略）

三　建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

（表　略）

2～6　（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二　（略）

三　建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

一～三　（略）

て有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

一～五　（略）

2・3　（略）

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

一・二　（略）

5～11　（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二　法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二　（略）

（新設）

（表　略）

2～6　（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二　（略）

（新設）

一～三　（略）

２　法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三　（略）

四　建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

（表　略）

３　工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一～三　（略）

三の二　建築物等情報モデル図書申請を行う場合にあつては、誓約書

四　（略）

４～８　（略）

（準用）

第八条の二の二　第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第一条の三第一項第三号及び第三号の二、第四項第三号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
第一条の三第一項第三号の二及び第四項第三号の二（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請	建築物等情報モデル図書通知
（略）		

（国の機関の長等による建築設備に関する通知等）

第八条の二の五　第二条の二（第六項を除く。）、同条第六項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

２　法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三　（略）

（新設）

（表　略）

３　工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

４～８　（略）

（準用）

第八条の二の二　第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第一条の三第一項第三号及び第四項第三号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
（略）		

（国の機関の長等による建築設備に関する通知等）

第八条の二の五　第二条の二（第六項を除く。）、同条第六項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第二条の二第一項第二号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
第二条の二第一項第三号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請	建築物等情報モデル図書通知
（略）		

2　（略）

（国の機関の長等による工作物に関する通知等）

第八条の二の六　第三条（第八項を除く。）、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第三条第一項第二号及び第二項第三号（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
第三条第一項第三号、第二項第四号及び第三項第三号の二（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請	建築物等情報モデル図書通知
（略）		

2　（略）

（手数料の額）

第十一条の二の三　（略）

2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　申請一件につき、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円））

イ　法第二十条第一項第一号の認定、法第三十七条第二号の認定（コンクリート又は膜材料に係るものに限る。）、令第百三十九条第一項第三号若しくは第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定又は第百四十四条第一項第一号ロ若しくはハ(2)の認定の場合　四万二百

（略）		
第二条の二第一項第二号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
（略）		

2　（略）

（国の機関の長等による工作物に関する通知等）

第八条の二の六　第三条（第八項を除く。）、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第三条第一項第二号及び第二項第三号（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
（略）		

2　（略）

（手数料の額）

第十一条の二の三　（略）

2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　申請一件につき、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円））

イ　法第二十条第一項第一号の認定又は法第三十七条第二号の認定（コンクリート又は膜材料に係るものに限る。）の場合　四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の三分の一の額を加算した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の三分の一の額を加算した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ロ　（略）

四～九　（略）

3～8　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
法第二条第九号の認定に係る評価	
建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について、発熱性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
ガス有害性試験不要材料について、不燃性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十二万円
ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百二万円
ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験及び模型箱試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百二十三万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、不燃性試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百一万円

ロ　（略）

四～九　（略）

3～8　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
法第二条第九号の認定に係る評価	
建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
（略）	

ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百四十一万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百六十二万円

（略）

令第一条第五号の認定に係る評価	令第一条第六号の認定に係る評価	
ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		五十二万円
ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		九十四万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及び模型箱試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		百十五万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及びガス有毒性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		九十一万円
ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		百三十三万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		百五十四万円
ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十四万円

（略）

令第一条第五号の認定に係る評価	令第一条第六号の認定に係る評価	
ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		五十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		九十一万円
	ガス有害性試験不要材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円

ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験及び模型箱試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百十五万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及びガス有毒性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百三十三万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百五十四万円
（略）	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。